

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法案)の概要

趣 旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図る。もって、経済社会の発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者に対し、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概 要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1)「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。
- (2)「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。
- (3)「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。
- (4)「特定受託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。
※「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- (1)特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。
※従業員を使用していない特定受託事業者が特定受託業務を行うときについても同様とする。
- (2)特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。
(再委託の場合にあっては、発注元から支払を受ける期日から30日以内)
- (3)特定受託事業者との業務委託(政令で定める期間以上のもの。)に関し、①～⑦の行為をしてはならないものとする。
 - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
 - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
 - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
 - ④ 通常相場に比べて低い報酬の額を不当に定めること
 - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入、役務の利用を強制すること
 - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- (1)広報等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。
- (2)特定受託事業者が同一の業務を継続して業務委託(政令で定める期間以上のもの。)以下「継続的業務委託」という。)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮を行わなければならないものとする。
- (3)特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。
- (4)継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。

4. 違反した場合の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定受託業務従事者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収、立入検査、勧告、命令をすることができるものとする。
※命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する法人成り罰あり。

5. 国が行う相談対応等の取組

国は特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。

施行日

令和6年11月1日